



伊勢市消費生活センター(☎21-5717 ☎22-5014) 予算額 852万1千円(うち県補助10万6千円)

通信販売を利用するときは、必ず返品特約を読んで契約をしましょう!

通信販売とは 事業者が、新聞・雑誌・インターネットなどで広告し、郵便・電話などの通信手段により申し込みを受ける取り引きのことで、テレビ・ラジオショッピングも含みます。

事例 1

ネット通販で靴を注文し、届いた靴を履いてみたが、足に合わないので返品したい



- 通信販売にクーリング・オフ制度はありません。
- 返品できるかどうかは「返品特約」によります。
※契約成立後、一方的に解約できません。

[返品特約]を確認

返品特約は「特定商取引法による表示」に基づき「利用規約」などに記載されています。

※返品特約の表示がない場合は、商品受取日から8日間は、消費者が送料などを負担して返品できます。

●注意事項●

「商品到着後、〇日以内にご連絡いただいたものののみ、返品可能です。送料はお客様のご負担になります。」

●注意事項●

「お客様のご都合による返品はご遠慮いただいております。」

「返品・返金」可能

※「返品条件」に従うことになります。

「返品・返金」不可

事例 2

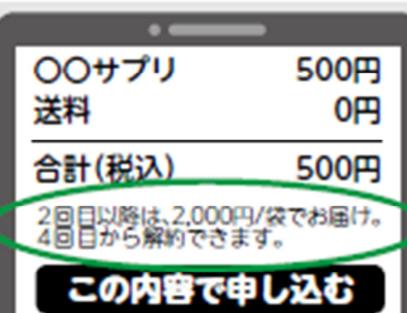
ネット通販で、1回のお試しのつもりで注文したが、定期購入だった



- 注文前には、必ず「定期購入」の有無や「返品に関する契約条件」などの表示を確認しましょう。(小さな字で記載されていることがあります)
※解約方法が電話だけの場合、「電話がつながらず解約ができない」との苦情が多発しています。



〈例〉【最終確認画面】



【広告画面】



安心の
解約保証付

2回目以降は、2,000円/袋でお届け。
4回目から解約できます。

- ① 業者の所在地・連絡先(電話番号)などの情報を確認する
※表示に不備がある業者との取り引きは注意しましょう。
- ② 格安商品は、模倣品である場合があることに注意する
- ③ 支払方法が複数用意されている業者を選ぶ
※振込先口座が個人名義の場合は、十分注意しましょう。
- ④ キャンセル・返品条件、利用規約は、事前に必ず確認する

①~④に注意して、
通信販売を利用しましょう。



分からることは、消費生活センターに相談を!!

通信販売を
利用するときの
ポイント